

改 正 案	現 行
<p>（中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者）</p> <p>第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの</p>	<p>（中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者）</p> <p>第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>（広報宣伝に要する経費についての協議）</p> <p>第一条 社会教育法（以下「法」という。）第七条第一項の規定により、地方公共団体の長が教育委員会に対し、広報宣伝の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合には、その教育委員会と協議して、これらに要する経費について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2   前項の規定は、法第七条第二項において準用する同条第一項の規定により、他の行政庁が教育委員会（法第五条第三項に規定する特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、広報宣伝の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合について準用する。</p>	<p>（広報宣伝に要する経費についての協議）</p> <p>第一条 社会教育法（以下「法」という。）第七条の規定により、地方公共団体の長又は他の行政庁が教育委員会に対し、広報宣伝の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合には、その教育委員会と協議して、これらに要する経費について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（新設）</p>